

中国の禁訴令（ASI）はTRIPS協定に違反するとした WTO上訴審裁定

B L J 法律事務所
弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう（あくまでも、訴訟当事者に対する命令であって、外国裁判所への命令ではないことに留意されたい）。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」（AASI）を申請したり、既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」（Anti-Enforcement Injunction, AEI）を申請したりすることがある。

ASIの制度は、近世の英国に淵源を有し、英國・米国等の英米法系諸国で一般的に適用されている²。他方、大陸法系諸国（ドイツ、フランス等）ではどちらかというと、ASIに対して否定的態度がとられており、むしろ、AASIが多用される傾向がある³。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は「SEP」）にかかる訴訟に関し、A国の裁判所にASIが申し立てられ、その後、B国の裁判所にAASIやAEIが申し立てられるといった事態が少なからず発生していることから、ASIが大きな注目を集めている。

以上のような背景の下で、EUが、中国の禁訴令はWTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）に違反すると主張してWTOに提訴した事件（DS611）について、2025年2月21日、EUの当該主張の大部分を認めないというWTOパネル報告書が各当事者に送付された⁴（但し、中国がASIに係る司法上の決定を公開しなかったこと等は透明性義務に違反するというEUの主張は、認められた）⁵。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「英国のASI」については、「世界の訴訟差止命令（ASI） 第1回 英国」（『特許ニュース No.16397』（発明推進協会、2025年6月6日）所収）1～9頁を参照されたい。また、「米国のASI」については、「世界の訴訟差止命令（ASI） 第2回 米国」（『特許ニュース No.16448』（発明推進協会、2025年8月20日）所収）1～9頁を参照されたい。

³ 「ドイツのASI」については、「世界の訴訟差止命令（ASI） 第3回 ドイツ」（『特許ニュース No.16482』（発明推進協会、2025年10月9日）所収）1～10頁を参照されたい。

⁴ 当該パネル報告書の内容等については、「中国の禁訴令（ASI）がTRIPS協定に違反するかが争点となったWTOパネル報告書」（『特許ニュース No.16417』（発明推進協会、2025年7月4日）所収）1～10頁を参照されたい。

⁵ Panel Report, *China - Enforcement of Intellectual Property Rights*.

当該パネル報告書は EU の主張の大部分を認めなかつたため、EU は、2025 年 4 月 22 日、上訴⁶の申立てを行つた。また、中国も、当該パネル報告書における透明性義務違反の認定部分について上訴の申立てを行つた。

本来であれば、WTO 上級委員会で上訴審の審理が行われるべきであるところ、WTO 上級委員会については、2019 年 12 月以降、米国が新しい委員の選任を拒否してきたため、定足数を満たさず、機能が停止しており、審理を行うことはできない状態にある。このような事態に備え、EU と中国は、2023 年 7 月に、将来の上訴審を「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」(Multi-party Interim Appeal Arbitration, MPIA) で代替して行うことに合意していたため、本件の上訴は、当該合意に基づき MPIA の枠組みで審理された。暫定仲裁廷の構成メンバーは、Penelope Ridings (議長、ニュージーランド)、Claudia Orozco (コロンビア)、Mateo Diego-Fernández Andrade (メキシコ) の 3 名である⁷。暫定仲裁廷は、2025 年 6 月 4 日から 5 日にかけて、上訴審の公聴会を開催した。当事者である中国及び EU に加え、オーストラリア、ブラジル、カナダ、日本、韓国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、イス、タイ、ウクライナ、英國、米国の第三者が出席し、当事者及び 7 か国が口頭意見を述べ、オーストラリア、日本、英國の 3 か国が書面意見を提出した。そして、2025 年 7 月 21 日、暫定仲裁廷は、EU の主な上訴理由を認め、パネル報告書の一部の判断を覆す内容の裁定を下した⁸。

そこで、本稿では、本件の上訴審にあたる暫定仲裁廷の裁定（以下「上訴審裁定」という）の内容について解説する。

II 上訴審裁定の内容

1 総説

本件では、TRIPS 協定の複数の条項の解釈をめぐり、EU と中国の見解が対立していた。今回の上訴審裁定において、暫定仲裁廷は、「TRIPS 協定は、国際私法の問題を扱っていない」、「標準必須特許（SEP）の使用料率をめぐる私法上の国境を越えた紛争の複雑性、特に SEP が組み込まれた国際標準や製品の性質を考慮し、TRIPS 協定は国際的な知財の保護と執行に関する超国家的な制度を構築していない」との中国の主張を認めた。しかし同時に、暫定仲裁廷は、「それでもなお、TRIPS 協定は加盟国に対して国内で知財保護制度を整備することを要求しており、他の加盟国の領域内での貿易関連知財の保護を阻害してはならない」とも述べた。その上で、パネルが第 1 条 1 項 1 文における「実施する」(give effect to) の意味を誤って解釈したとし、パネル報告書の第 7.231 段落の認定を破棄し、「TRIPS 協定第 1 条 1 項 1 文は、加盟国が自国の領域において同協定を実施する際に、他の加盟国の領域における保護と執行体制の運用を妨げてはならないという義務を導くものである」と認定した。また、暫定仲裁廷は、「ライセンス契約を締結する権利」の内容に関するパネルの解釈や、パネルの判断が中国の特許にのみ焦点を当てたこと等、いくつかの点でその判断を覆しており、総合的に見て EU にとってより有利な結論となった。

⁶ WTO 紛争解決手続は、厳密には「訴訟」ではないが、実質上、類似しているため、本稿では、「上訴」・「上訴審」という文言を用いる。

⁷ 仲裁人 3 名のうち 2 名が大陸法系の国の出身であることは、今回の上訴審裁定の結論に影響を及ぼした可能性があるのではなかろうか。大陸法系の法制度に立脚すると、ASI に対しては否定的な見方となる傾向が強いからである。ちなみに、パネルの判断においては、3 名とも、英米法系の国の出身であった。

⁸ https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/611arb25_e.pdf

2 関連規定

EU 及び中国の上訴理由並びに上訴審裁定の内容に係る TRIPS 協定の関連規定⁹の日本語訳¹⁰は、以下のとおりである。

・第 1 条 1 項

「加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。」

・第 28 条 1 項

「特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

- (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利
- (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利」

・第 28 条 2 項

「特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。」

・第 41 条 1 項

「加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。」

・第 44 条 1 項

「司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命ずる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。」

・第 63 条 1 項

「この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定

⁹ https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_03_e.htm?utm_source=chatgpt.com

¹⁰ 本稿における TRIPS 協定の関連規定の日本語訳は、尾島明著『逐条解説 TRIPS 協定』（日本機械輸出組合、1999 年）に従った。

は、各國政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し、又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。」

・第 63 条 3 項

「各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、1 に規定する種類の情報を提供することができるよう準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信ずるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。」

また、「中華人民共和国の加入議定書」(Protocol of Accession of the People's Republic of China)¹¹の規定に対する違反も、EU の主張には含まれていたので、紹介する。

・第 1 部 第 2(A)2 項

「中国は、商品、サービス、知的所有権の貿易関連側面 (TRIPS) または外国為替の管理に関する中央政府の法律、規則その他の措置ならびに地方レベルで制定されまたは適用される法規、規則その他の措置を、統一的、公平かつ合理的な方法で適用し、執行する。」

3 中国の上訴理由に対する判断

中国は、パネル報告書のうち、①非書面の「ASI 政策」が WTO 紛争解決の対象となる「措置」として存在すると認定した点、及び②透明性義務違反を認定した点の 2 つを不服として上訴した。暫定仲裁廷は、これら中国の上訴をいずれも退け、パネルの判断を支持した。

(1) ASI 政策の「措置」としての存在の認定

パネルは、EU の主張に従い、中国の非書面の「ASI 政策」が、一般的かつ将来にわたって適用される規範としての性質を持つ「措置」に該当すると認定した。

これに対し、中国は、パネルが当該「ASI 政策」につき、その証拠として挙げられた個別の法律や司法判断から独立した独自の規範的内容を有するものとして認定しなかった点を、法的誤りであると主張した。

暫定仲裁廷は、この中国の主張を退け、パネルの認定を全面的に支持した。暫定仲裁廷の判断は、パネルが個々の証拠を断片的にではなく、全体として総合的に評価したアプローチが正当であったことを確認した。具体的には、パネルが、①短期間に集中して発令された 5 つの一貫した内容を持つ ASI 決定、②それらの決定が最高人民法院及び地方の高級人民法院によって「典型案例」として公表・推奨されている事実、③最高人民法院及び全国人民代表大会常務委員会による ASI 制度の支持・推進を示唆する公式文書等の複数の要素を総合的に勘案したものと評価した。これらの要素が一体となって、単なる個別事案の積み重ねを超えた、民間当事者及び下級裁判所に対して一定の行動予測を生じさせる規範的属性を有する一貫した「政策」の存在を十分に立証していると結論付けた。

暫定仲裁廷による上記認定は、EU にとって、単なる手続き上の勝利以上の意味を有する。

11

<https://www.worldtradelaw.net/document.php?id=misc/ChinaAccessionProtocol.pdf&mode=download>

これは、WTO 紛争解決手続において、明文化されていない事実上の政策を「措置」として争う際の法的基盤を強固にするものといえる。WTO 加盟国は、一貫した政府公認の実務慣行につき、正式な法律として成文化することなく司法を通じて実施することにより WTO の規律を免れることはできない、という点が明確にされた。

(2) TRIPS 協定第 63 条 1 項（透明性義務）違反の認定

パネルは、「Xiaomi 対 IDC 事件」における ASI 決定が「一般的適用の最終的な司法上の決定」に該当し、中国がこれを公表しなかったことは TRIPS 協定第 63 条 1 項の透明性義務に違反すると認定した。

これに対し、中国は、当該 ASI 決定が法的拘束力のある先例を形成するものではなく、既存の法規定を事実に適用したに過ぎないため、「一般的適用」の要件を満たさないと反論して上訴した。

暫定仲裁廷は、この点についても、パネルの判断を支持した。暫定仲裁廷はまず、「一般的適用」の判断基準として、パネルが依拠した「将来の事案に適用され得る原則・基準を確立又は改訂する」ものであるか否か、という基準が妥当であるとした。その上で、「Xiaomi 対 IDC 事件」における ASI 決定は当該基準を満たすと判断した。その理由は、当該 ASI 決定が、それまでの判決例には見られなかった、全世界を対象とする広範な ASI を認め、また、最高人民法院の司法解釈を新たな形で適用する等、「新たな地平を切り開いた」点にあるとした。

さらに決定的であったのは、当該 ASI 決定が、後に湖北省高級人民法院によって「典型案例」として公表され、他の裁判所にとっての「参考」としての役割が意図されていた点である。暫定仲裁廷は、正式な判例拘束性の原則が存在しない法制度の下であっても、このような形で他の裁判所に事実上の影響力を及ぼすことが意図されている場合には、「一般的適用」に必要な「ある程度の権威性」が認められると判断した。

この判断は、形式論に陥ることを巧みに回避している。もし、「一般的適用」の要件として法的拘束力のある先例を要求すれば、世界の大多数を占める大陸法系諸国において、TRIPS 協定第 63 条 1 項の透明性義務は、著しく弱体化してしまう。暫定仲裁廷は、司法による決定の形式的な位置づけではなく、その「実践的な効果と意図された影響力」(例えば「典型案例」・「指導性案例」等として指定すること)に着目することで、より機能的で普遍的に適用可能な「透明性」の基準を確立した。これは、各国の法制度の違いを超えて、実質的な司法の「透明性」を確保しようとする TRIPS 協定の目的を達成する上で、極めて重要な解釈である。

4 EU の上訴理由に対する判断

EU の上訴は、パネルが退けた実体的な TRIPS 協定違反の主張に関するものであった。暫定仲裁廷は、EU の主な主張を認め、パネル判断を覆す結論を下した。パネル報告書と上訴審裁定の主な相違点をまとめると、表 1 のとおりである。

表 1 : パネル報告書と上訴審裁定の主な相違点

TRIPS 協定の条文	パネル報告書	上訴審裁定	判断が覆された主な理由
第 1 条 1 項 1 文	「実施する」 (give effect to) 義務は厳格に属地的であり、自国の	「実施する」 (give effect to) 義務は、他の加盟国が実施する知財	パネルの解釈は狭すぎ、バランスの取れた機能的なグローバル知財システムを構

	国内制度内での履行のみを要求する。他国の履行に関する義務は存在しない。	保護・執行システムの機能を阻害しないという付随的義務を含む。	築するという TRIPS 協定の目的を看過している。他の制度を機能不全に陥らせる行為は、TRIPS 協定と整合しない。
第28条1項	違反しない。「実施する」(give effect to) 義務は、中国で付与された特許が排他的権利を確保することに限定される。ASI 政策はこれに影響しない。	違反する。中国の ASI 政策は、他の WTO 加盟国がその領域内で特許権者に付与した排他的権利(例えば、侵害行為を差し止める権利)の行使を阻害する。	上記の第1条1項1文の解釈を適用すると、中国の ASI 政策が SEP 権利者による外国での差止請求を禁止することで、他の WTO 加盟国が第28条1項に基づき付与した中核的な排他的権利の行使を直接的に阻害しているといえる。
第28条2項	違反しない。「実施する」(give effect to) 義務は、形式的な「ライセンス契約を締結する権利」が中国法に存在することを確保するに留まり、その要件は満たされている。	違反する。中国の ASI 政策は、SEP 権利者の交渉における重要な手段を奪い、交渉バランスを根本的に変えることになり、SEP 権利者の FRAND 条件でのライセンス契約を締結する権利を阻害する。	「ライセンス契約を締結する権利」は形式的なものではなく実質的なものである。SEP の文脈では、それは FRAND 条件で交渉する権利を意味する。中国の ASI 政策は、SEP 権利者の切り札(侵害差止請求権)を奪い、潜在的に FRAND を下回る条件の受諾を強要するため、権利の実質的な行使を阻害する。

(1) TRIPS 協定第1条1項1文の「実施する」(give effect to) 義務の解釈

上訴審裁判の最も重要な核心は、TRIPS 協定第1条1項1文の「実施する」(give effect to) 義務の解釈にある。パネルは、「加盟国は、この協定を実施する。」(Members shall give effect to the provisions of this Agreement.) という義務を、単に「国内法で履行する」とと同義と捉え、その義務の範囲を各加盟国の自国の領域内に限定した。

暫定仲裁廷は、この狭義の解釈を明確に否定した。その論理は以下のとおりである。

① 「give effect to」という文言は、同条の第2文、第3文で使われている「implement」よりも広い意味を有する。「implement」が一回的な立法措置を想起させるのに対し、「give effect to」は TRIPS 協定の規定を「継続的に機能させる」という、より動的で持続的な義務を示唆する。

② TRIPS 協定全体の文脈、特に第7条が規定する「権利及び義務の均衡」という目的を考慮すると、各加盟国が構築する自国内の知的財産制度は、孤立して存在するものではない。グローバルな知的財産システムが円滑に機能するためには、各加盟国が自国の義務を履行する際に、他の加盟国が TRIPS 協定に基づき正当に構築した制度の運用を積極的に損なうような行為を控える必要がある。したがって、自国領域内で TRIPS 協定を機能させる義務には、必然的な帰結として、他の加盟国の制度の機能を「阻害しない」という付隨的義務が含まれる。

(2) TRIPS 協定第 28 条 1 項（排他的権利）違反の認定

上記の第 1 条 1 項 1 文の解釈を直接の根拠として、暫定仲裁廷は、第 28 条 1 項に関するパネルの判断を破棄し、自ら分析を行って第 28 条 1 項違反を認定した。理由は、以下のとおりである。

第 28 条 1 項が特許権者に与える排他的権利の核心は、「特許権者の承諾を得ていない第三者による…行為を防止する権利」である。この権利行使するための最も強力かつ基本的な手段が、裁判所に対して侵害行為の差止命令を求めることがある。暫定仲裁廷は、中国の ASI 政策が、SEP 権利者に対して、他の加盟国の領域内で侵害訴訟を開始・継続することを、巨額の制裁金の脅威をもって禁止することにより、他の加盟国によって付与された基本的な権利の行使を直接的に阻害していると認定した。したがって、中国の ASI 政策は、第 1 条 1 項 1 文と併せて解釈される第 28 条 1 項に違反すると結論付けられた。

(3) TRIPS 協定第 28 条 2 項（ライセンス契約締結権）違反の認定

同様に、第 28 条 2 項に関しても、暫定仲裁廷は、パネルの判断を破棄し、TRIPS 協定違反を認定した。

パネルは、「ライセンス契約を締結する権利」を形式的に捉え、中国法にその権利は存在しており、中国の ASI 政策はそれを否定するものではないと判断した。

これに対し、暫定仲裁廷は、より商業的な現実に即した実質的な解釈を採用した。即ち、SEP の文脈において、「ライセンス契約を締結する権利」は、FRAND（公正、合理的、非差別的）条件でライセンスを許諾するという権利者の事前の約束（FRAND 宣言）によって条件付けられているが、これは、当事者間の誠実な交渉を通じて FRAND 条件が決定されることを前提としている。中国の ASI 政策は、この交渉の力学を根本的に変容させるものである。中国の ASI 政策は、SEP 権利者から、最も重要な交渉上の切り札、即ち、侵害訴訟を提起して差止命令を得る権利を奪い去るものである。一方で、権利者自身は FRAND 宣言によって、ライセンスを許諾する義務を負い続けている。この著しい力の不均衡は、権利者に対し、FRAND 条件を下回る不利な条件でのライセンス契約の締結を事実上強要する効果を持つ。このように、中国の ASI 政策は、権利者が「ライセンス契約を締結する権利」を実質的かつ有意義に行使することを阻害するものであり、第 28 条 2 項に違反すると結論付けた。

(4) TRIPS 協定第 44 条 1 項（差止命令権限）に関するパネルの判断の維持

第 44 条 1 項が定める義務は、加盟国の「司法当局が…権限を有する」（The judicial authorities shall have the authority...）ようにすることである。

EU は、中国の ASI 政策が結果的に外国裁判所による差止命令の発令を妨げているとして第 44 条 1 項違反も主張していた。

パネルは、「第 44 条 1 項は各国に自国司法への権限付与を義務付けるのみ」として EU の主張を退け、中国の違反は成立しないと判断した。

暫定仲裁廷も、結論としてはパネルの判断を維持し、EU の上訴を棄却したが、その理由付けには、以下のとおり、若干の補足があった。

第 44 条 1 項が加盟国に課している義務は、「司法当局に対し、差止命令を発する権限を付与すること」であって、特許権者個人に対し、差止救済を保証するものではない。理論上は、第 1 条 1 項 1 文の「実施する」（give effect to）義務との組合せにより、「他の加盟国が第 44 条 1 項の義務を履行すること（他の加盟国の裁判所が侵害行為差止権限を有すること）を妨げてはならない」と解釈する余地も考えられる。しかし、少なくとも本件の事実関

係に照らす限り、中国の ASI 政策が、他の加盟国の裁判所から、侵害行為差止権限そのものを剥奪しているわけではない。例えば、EU 各加盟国や米国の裁判所は、依然として法制度上は侵害行為差止命令を発する権限を保持しており、中国がそれを法律的に無効化したわけではない。したがって、「中国が他の加盟国による第 44 条 1 項の履行を阻害している」とまでは評価できず、TRIPS 協定第 44 条 1 項違反を構成しない。

結局、第 44 条 1 項については中国に違反なしとのパネルの判断の結論が維持されたが、その裏には、「中国の ASI 政策は、他の加盟国の裁判所の権限そのものを否定したわけではない」という含意がある。この点については、EU の主張の及ぶ範囲に一定の歯止めをかけたといえる。

（5）TRIPS 協定第 41 条 1 項（知的財産権侵害行為に対する効果的な措置）に関するパネルの判断の維持

第 41 条 1 項の対象となるのは、「知的財産権侵害行為に対する効果的な措置」をとるための手続である。

EU は、第 41 条 1 項につき、「中国は知的財産権侵害に対する実効的措置を確保する義務を負うところ、ASI 政策によりその義務が果たされていない」と主張していた。

パネルは、ASI 自体は TRIPS 協定第 3 部にいう「行使手続」(enforcement procedures) ではなく、また第 41 条 1 項 2 文の「正当な貿易の障害回避等」の規定も本件には適用できないとして、判断を示さなかった。

暫定仲裁廷も、第 41 条 1 項の適用なしとのパネルの判断の結論を支持した。即ち、ASI 政策は第 41 条 1 項の対象とはみなされず、同項違反か否かを判断するまでもないとされたのである。

上訴審裁判では詳述されていないが、その理由は、パネル報告書と同様、ASI が直接には知的財産権侵害に対する「救済手続」ではなく、一種の訴訟指揮・保全措置に過ぎない点にあると考えられる。第 41 条 1 項は、各加盟国が侵害救済の司法手続を国内で整備する一般的義務を定めているが、中国は、国内法上、侵害訴訟制度や差止救済を設けている。ASI 政策がそれら制度の存在自体を否定しているわけではない。むしろ、ASI 政策は、他の加盟国での手續に影響を及ぼすもので、第 41 条 1 項の範疇からは外れる。以上のような観点から、暫定仲裁廷は、第 41 条 1 項について独自の違反認定を行わず、EU の主張は採用されなかった。

III 上訴審裁判に対する中国の反応

2025 年 7 月 22 日、中国政府の商務部の責任者は、本裁定について、記者からの質問に答えて、以下のように述べた¹²。

「仲裁廷は、中国の禁訴令は、他の WTO 加盟国の特許権保護に影響を与えることなく、WTO 規則が管轄する知的財産権の実施措置にも該当しないと認定したパネル報告書の裁定を維持した。中国側はこれを歓迎する。同時に、仲裁廷は、規則上の根拠がないにもかかわらず、WTO 加盟国は特許権者が他の加盟国においてその権利を実施することを妨げてはならないと誤って判断した。これは、WTO 加盟国の義務を不当に拡大するものであり、中国側は

12

https://www.mofcom.gov.cn/syfwfb/art/2025/art_e8494372c1224fa1ba0fb780aed8f588.html?utm_source=substack&utm_medium=email

これに不満を表明する。今後、中国は、裁定を慎重に評価し、WTO 規則に従って適切に対処する。…中国は、MPIA が法的手段を通じて貿易紛争を効果的に処理することの価値を認識しており、他の MPIA 参加国とともに、MPIA の良好かつ効果的な実施を推進し、ルールに基づく多国間貿易体制の維持に引き続き努める。」

IV おわりに

以上に述べたとおり、本件は、パネル報告書では否定されていた EU の主な主張を認めた。中国は、今回の上訴審裁定の内容を検討し、禁訴令に関する制度について、何らかの改正を行う可能性がある。但し、そもそも、中国のASI（禁訴令）は、中国政府ではなく、中国の法院が事案ごとの判断として「行為保全」（日本でいう「仮の地位を定める仮処分」に相当する）として発令するものであることから、中国政府がどのように制度改正するかを予測することは困難である¹³。可能性としては、法令又は最高人民法院の司法解釈の制定・改正という手段をとることが考えられる。

ASI の制度は、近世の英国に淵源を有し、とくに英國・米国等の英米法系諸国では一般的に適用されている。しかし、日本や欧米における知財実務家等の議論においては、しばしば、中国の禁訴令だけが批判の対象とされる。他方、欧米の主要国の ASI が批判の対象とされることはない。今回の事件 (DS611) では、EU が中国の禁訴令のみを取り上げて TRIPS 協定違反であると主張して WTO への提訴を行い、上訴審裁定は EU の主な主張を認めたわけであるが、EU は、英國や米国の ASI については提訴していない。中国における報道では、「欧米も ASI を行使しているのに中国だけ責められるのは不公平」という論調が一般的である。国際紛争解決の場で政治的思惑が影響する現実があることは否めず、ゆえに他の加盟国は、自国の措置が同様に問題視されないかを常に省みる必要がある。即ち、中国の禁訴令と英國や米国の ASI はどこが違うのか、その「違うところ」が本当に TRIPS 協定違反といえるのか、他の加盟国では ASI 及び AASI に関する決定は全て情報公開されているのか、どのような ASI であれば TRIPS 協定に違反しないとされるのか、AASI は TRIPS 協定違反ではないのか、TRIPS 協定違反という EU の主張がブーメランとなって返ってこないか等の点は、今後の検討課題であろう。

なお、中国の禁訴令 (ASI) を TRIPS 協定違反を理由に否定したとしても、根本的な問題解決には繋がらない。なぜなら、禁訴令 (ASI) を否定したとしても、国際的な標準必須特許紛争事件等における「国際訴訟競合」の問題は、残ったままであるからである（例えば、実質的に同一の標準必須特許紛争事件が中国の裁判所と外国の裁判所に係属し、いずれの裁判所も判決を下した場合、異なる内容の判決が並存することになる）。現在のところ、「国際訴訟競合」に対する現実的に利用可能で適切な解決策は存在せず、実際には、国際的な標準必須特許に関するほとんどの禁訴令 (ASI) の紛争事案においては、両当事者の「和解」により一応の解決が図られているだけである。

また、ASI は、標準必須特許紛争事件だけに適用されるわけではなく、国際的な海事事件、家事事件、倒産事件等にも適用されてきたし、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合でも適用される。今回の事件 (DS611) では、中国の禁訴令 (ASI) が TRIPS 協定に

¹³ 日本では、外国の ASI・禁訴令がどのようなものであるかについての日本語による情報が少ないため、ほとんどの日本の知財実務家等は、外国の ASI・禁訴令についての正確かつ十分な知識を有していないというのが実状である。今回の事件 (DS611) に関しても、TRIPS 協定の関連規定や中国の禁訴令についてきちんと調査・検討せずに、安易に中国の禁訴令を批判する論者も散見される。

違反すると判断されたが、知的財産権以外の分野では、ASIは今後も生き延び続ける可能性がある（とくに欧米諸国では、ASIは今後も生き延び続けるであろう）。

※ 初出：『特許ニュース No.16501』（一般社団法人発明推進協会、2025年11月7日、原題は「中国知財の最新動向 第52回 中国の禁訴令（ASI）はTRIPS協定に違反するとしたWTO上訴審裁定」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。